

京都大学ウイルス研究所規程

(平成十六年達示第三十九号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学ウイルス研究所(以下「ウイルス研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 ウイルス研究所は、ウイルスの探求並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 ウイルス研究所に、所長を置く。

2 所長は、ウイルス研究所の協議員をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、ウイルス研究所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 ウイルス研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(研究部門)

第五条 ウイルス研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

がんウイルス研究部門

遺伝子動態調節研究部門

生体応答学研究部門

細胞生物学研究部門

(附属研究施設)

第六条 ウイルス研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

エイズ研究施設

感染症モデル研究センター

2 附属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の教授又は助教教授をもって充てる。

3 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

第七条 ウイルス研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

医学研究科

薬学研究科

人間・環境学研究科

生命科学研究科

(事務組織)

第八条 ウイルス研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、ウイルス研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成十六年四月一日から施行する。
- 2 京都大学ウイルス研究所協議員会規程（昭和三十一年達示第七号）は、廃止する。